

伊勢市農業委員会 第207回 総会議事録

日 時	令和5年3月15日（水）13時56分～14時55分
場 所	御菌公民館 2F 講堂
出席委員	<p>19名</p> <p>1番 中川 亜沙美 2番 森 美江 3番 吉田 保</p> <p>4番 山添 久憲 5番 川端 善宏 6番 神廣 敏夫</p> <p>7番 中澤 利吉 8番 中西 重喜 9番 東浦 弘行</p> <p>10番 中西 正平 11番 北村 安弘 12番 山口 和男</p> <p>13番 森川 正弘 14番 泉 一嘉 15番 出口 勝信</p> <p>16番 奥野 隆史 17番 岩尾 昭 18番 大西 正義</p> <p>19番 森北 雅博</p>
総会出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>日置 幸美（局長）</p> <p>中野 雅之（係長）</p> <p>上野 結女（会計年度任用職員）</p> <p>農林水産課</p> <p>青木 茉耶（会計年度任用職員）</p>
会議録署名者	2番 森 美江 11番 北村 安弘
付議事項	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 非農地証明願について</p> <p>議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）</p>
報告事項	<p>1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について</p> <p>2. 農用地利用集積計画の中途解約について</p> <p>3. 農地法第3条の規定による許可の取消について</p> <p>4. 農地利用変更届出書について</p> <p>5. 農地の転用事実に関する照会書について（津地方法務局伊勢支局より）</p> <p>6. 時効取得所有権移転の通知書について（津地方法務局伊勢支局より）</p>

<p>議 長</p>	<p>7. その他</p> <p>定刻より少し早いですが、出席者が揃いましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第207回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は19名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。</p> <p>本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、 2番の森 美江 11番の北村 安弘 のご両名をお願いいたします。</p> <p>それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは付議事項につきまして提案させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 非農地証明願について 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)</p> <p>以上5件でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>では、初めに本日配布しました資料等を確認させていただきます。写真資料と地図及び修正した現地調査割り当て表を配布いたしました。不足のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>それでは、ご説明をさせていただきます。1ページをお願いします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。件数は4件、田が8筆 6,227㎡、畑が3筆 148㎡の計11筆 6,375㎡でございます。</p>

次のページをお願いします。内訳といたしましては、全て所有権移転でございます。それでは1 - 1ページをご覧ください。

1番、こちらは売買でございます。受人は神久4丁目の畑1筆を譲り受けたいとの申請でございます。

申請地は神久3丁目地内 久志本神社より東へ210mに位置する農業振興地域外農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

2番、こちらでも売買でございます。受人は黒瀬町の田5筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は黒瀬町地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は1名でございます。

次ページ(1 - 2)をご覧ください。

3番、こちらでも売買でございます。受人は田尻町の田3筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は田尻町地内に点在する農業振興地域外農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

4番、こちらは贈与でございます。受人は二見町山田原の畑2筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は二見町山田地内 市立五峰保育園より北東へ110mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は6名でございます。

議案第1号の説明は以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議

長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

係 長

2ページをお願いします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。件数は2件、内訳といたしまして、田が1筆388㎡、畑が1筆955㎡の内372㎡の計2筆760㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ(2-1)をご覧ください。

1番、申請者は一之木5丁目の田1筆を、自身と配偶者が使用する住宅平屋建て1棟 99.37㎡としたいとの申請にございます。なお、こちらは5条-2番と関連する案件となりますので、併せて説明します。申請地は一之木5丁目地内 市立厚生中学校より南へ60mに位置する第3種農地にございます。本申請につきましては、父親が昭和46年頃に住宅を建てて使用していたとのことで、相続後に農地と知りましたが、今回自分たちの家に建て替える計画にあたり令和5年1月10日に取り壊し更地にしたとの始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。申請者は配偶者である借人と使用貸借契約を結び、申請者名義の一之木5丁目の田1筆に、申請者及び配偶者である借人が共有で住宅 平屋建て1棟 建築面積99.37㎡を建てるものがございます。建ぺい率は26%、排水は西側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロック、柵板、フェンスを設置するとのことでございます。

2番、申請者は小俣町相合の畑1筆955㎡の内372㎡を、自身が使

用する農業用倉庫 2 棟 158.00 m²及び堆肥舎 36.4 m²としたいとの申請にございます。申請地は小俣町相合地内 J A伊勢小俣支店より南西へ 280mに位置する農用地区域内農地でございます。本申請につきましては農用地区域内農地ですので、転用は原則不可でございますが、農地法第 4 条第 6 項ただし書きにある農業用施設用地として用途区分が行われている農地で、農業用施設を建設する場合は転用が認められるものに該当します。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は、雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

議案第 2 号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。

また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議

長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請を議題とします。事務局の説明をお願いします。

係 長

3 ページをお願いします。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてでございます。件数は 10 件、内訳といたしまして、田が 7 筆 4,086 m²、畑が 8 筆 6,365 m²の 計 15 筆 10,451 m²でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ（3－1）をご覧ください。

1 番、売買でございます。受人である宮後 3 丁目で診療所を営む医療法人いせ眼科クリニック 理事長 井戸 正史 さんが、一之木 5 丁目の田 1 筆を譲り受けて、駐車場 17 台分としたいとの申請にございます。申請地は一之木 5 丁目地内 市立厚生中学校より南へ 130m に位置する第 3 種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

2 番、こちらは使用貸借でございます。

内容につきましては、先に議案第 2 号の関連で説明しましたので、省略いたします。

3 番、こちらは売買でございます。受人は小木町の田 1 筆を譲り受けて、住宅 2 階建て 1 棟 建築面積 106.24 m²及び駐車場 5 台としたいとの申請にございます。申請地は小木町地内 箕曲神社より南へ 240m に位置する第 3 種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は 29%、排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

4 番、こちらは使用貸借でございます。父名義の馬瀬町の田 1 筆を借り受けて、借人が申請地に住宅平屋建て 1 棟 建築面積 116.76 m²と進入路及び家庭菜園 147.6 m²としたいとの申請にございます。申請地は馬瀬町地内 馬瀬神社より南へ 130m に位置する第 3 種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は 24%、排水は北東側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

5 番、こちらは売買でございます。受人である岩淵 1 丁目で不動産業等を営む株式会社丸彦 代表取締役 酒徳 泰彦 さんが、黒瀬町の田 2 筆を譲り受けて、建売住宅 7 棟 建築面積計 397.04 m²と道路等としたいとの申請にござい

ます。申請地は黒瀬町地内 市立浜郷小学校より南へ200mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、730-1は荒廃農地と判断されました。なお、731-1は着工が判明したため始末書の提出を求めました。よって、現況地目は棒線表記となります。平成7年頃から駐車場として賃貸したいとの申し出を受け、駐車場として貸してしまったとの内容で、譲渡人が体調不良のため株式会社丸彦から始末書に代えて申述書が提出されました。建ぺい率は26%、排水は西側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置することとでございます。そして本案件は、転用面積が1,000㎡を超えることから、都市計画法第29条に基づく開発案件に該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

6番、こちらもお買いでございます。受人である小俣町湯田で不動産業を営む理楽株式会社 代表取締役 瀬古 長司さんが、野村町の畑2筆を譲り受けて、建売住宅6棟 建築面積計397.44㎡と道路等としたいとの申請にございます。申請地は野村町地内 野村公園より北へ90mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、着工が判明したため始末書の提出を求めました。よって、現況地目は棒線表記となります。譲受人が、本年2月末頃に前面道路の幅員が狭く開発時に道路拡幅が必要なため、近隣の交通の利便を図ろうと、転用申請中に盛土をしてしまったとの内容で始末書が提出されました。建ぺい率は24%、排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置することとでございます。そして本案件は、転用面積が1,000㎡を超えることから、都市計画法第29条に基づく開発案件に該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

7番、こちらもお買いでございます。受人は、円座町の畑2筆を譲り受けて、所有権が移転した後に円座町で建築工事業等を営む有限会社ホーム建設 代表取締役 橋村 泰之さんに貸し出す資材置場としたいとの申請にございます。申請地は円座町地内 正覚寺より南西へ180mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として土留めを設置することとでございます。

8番、こちらもお買いでございます。受人は、二見町山田原の田1筆を譲り受けて、住宅 平屋建て1棟 建築面積138.02㎡としたいとの申請にございます。申請地は二見町山田原地内 山田原児童公園より南西へ100mに位置する第2種

農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。建ぺい率は36%、排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

9番、こちらでも売買でございます。受人である津市丸之内で不動産等を営む三交不動産株式会社 代表取締役 中村 充孝 さんが、小俣町元町の畑1筆を譲り受けて、分譲宅地4区画としたいとの申請でございます。通常の農地転用では、建売住宅としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地が都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内であることから、農地法第5条第2項第3号及び農地法施行規則第57条第1項第5号に規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外に造成される事が確実と認められるという規定に該当し、例外的に許可し得る案件でございます。申請地は小俣町元町地内 若山児童公園より北東へ190mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は北東側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

10番、こちらでも売買でございます。受人である松阪市湊町で不動産を営む株式会社富士土地 代表取締役 林 弘高さんが、小俣町湯田の畑3筆を譲り受けて、建売住宅9棟 建築面積計596.16㎡と道路等としたいとの申請でございます。申請地は小俣町湯田地内 主要地方道鳥羽松阪線 湯田3交差点より南東へ130mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は29%、排水は合併浄化槽をへて東側既設排水路へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロック、コンクリート擁壁を設置するとのことでございます。そして本案件は、転用面積が1,000㎡を超えることから、都市計画法第29条に基づく開発案件に該当するものがございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものがございます。

議案第3号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。

また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかにごいませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしというお言葉を頂き、ほかにご質問もないようでございますので、本件について許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声、多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、5番、6番、10番につきましては、開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第4号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>係 長</p>	<p>4ページをお願いします。</p> <p>議案第4号 非農地証明願についてでございます。件数は2件、内訳といたしまして、畑が2筆の計167㎡です。詳細について説明させていただきます。</p> <p>次ページ(4-1)をご覧ください。</p> <p>1番、津村町の畑1筆で現況は宅地でございます。こちらは明治5年に住宅を建築し、利用していたとのことで、固定資産課税証明書の写を提出した上で、非農地証明の願い出があがっております。</p> <p>2番、上地町の畑1筆で現況は進入路でございます。こちらは平成14年以前に進入路として利用を開始していたとのことで、玉城町役</p>

場税務住民課発行の航空写真の写を提出した上で、非農地証明の願い出があがっております。

議案第4号の説明は、以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

なお、「何年前の分まで証明しなければいけないのか」との質問をいただいていた件ですが、法務局の担当者に確認しました。地目が農地の場合は転用許可書の添付を要するとのことで、無い場合には許可証明書若しくは農地に該当しない旨の証明書等の提供を求めているとのことでした。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、4号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第4号 非農地証明願については、これを承認し、証明書を下付することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。

青木
(農林水産課)

それでは、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を説明させていただきます。件数は299件で、田が603筆の738,044.76㎡、畑が22筆の30,499㎡、計625筆の768,543.76㎡でございます。次のページの農地利利用集積計画の概要をご覧ください。

内訳といたしまして、

◇1年7ヶ月の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、田のみ1筆の1,456㎡。

◇2年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、田のみ1筆の788㎡。

◇3年間の利用権（賃貸借権）の設定が7件で、
田が10筆の13,899.13㎡、畑が1筆の2,725㎡、計11筆の16,624.13㎡。

◇3年間の利用権（使用貸借権）の設定が1件で、田のみ1筆の1,050㎡。

◇5年間の利用権（賃貸借権）の設定が34件で、
田が74筆の80,807.75㎡、畑が5筆の7,867㎡、計79筆の88,674.75㎡。

◇5年間の利用権（使用貸借権）の設定が3件で、
田が11筆の4,263㎡、畑が1筆の200㎡、計12筆の4,463㎡。

◇5年間の利用権（賃貸借権）の移転が14件で、
田が17筆の15,623㎡、畑が1筆の943㎡、計18筆の16,566㎡。

◇10年間の利用権（賃貸借権）の設定が119件で、田が247筆の313,066.44㎡、畑が7筆の9,382㎡、計254筆の322,448.44㎡。

◇10年間の利用権（使用貸借権）の設定が1件で、田のみ1筆の508㎡

◇10年間の利用権（賃貸借権）の移転が117件で、田が239筆の306,075.44㎡、畑が7筆の9,382㎡、計246筆の315,457.44㎡。

◇10年間の利用権（使用貸借権）の移転が1件で、田のみ1筆の508㎡。

以上件数は299件で、田が603筆の738,044.76㎡、畑が22筆の30,499㎡、計625筆の768,543.76㎡でございます。転貸抜きの件数は167件で、田が346筆の415,838.32㎡、畑が14筆の20,174㎡、計360筆の436,012.32㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いたします。

議 長

農林水産課提案の議案について説明が終わりました。22・23番は自身に関する件であります。ひとまず退席いたしまして、この件の審議を会長職務代理者にお任せしたいと思います。

（会長退席、職務代理者で審議開始）

職務代理者

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

（異議なしの声あり）

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思います。ご異議ござ

いませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことですので、議案第5号中の森川会長に
関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、
森川会長にお戻りをいただき、以降の審議をお願いしたいと思います。

(会長着席後、審議再開)

議 長

続きまして25番は、中川 亜沙美委員に
関係する分でございます。ひとまず中川委員にご退席
いただきまして、この件を審議いたしたいと思います。

(中川委員退席)

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、
ご発言をお願いします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問も
ないようでございますので、本件について承認いた
したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことですので、議案第5号中の中川委員に
関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、
中川委員にお戻りをいただきたいと思います。

(中川委員着席後、審議再開)

続きまして29番、164・165番、258・259番、266・267番、292・293番
は、森北 雅博委員に
関係する分でございます。ひとまず森北野委員に
ご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思います。

(森北委員退席)

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第5号中の森北委員に関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、森北委員にお戻りをいただきたいと思います。

(森北委員着席後、審議再開)

続きまして32・33番は、大西 正義委員に関係する分でございます。ひとまず大西野委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思います。

(大西委員退席)

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことですので、議案第5号中の大西委員に関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、大西委員にお戻りをいただきたいと思います。

(大西委員着席後、審議再開)

続きまして92番から139番は、奥野隆史委員に関係する分でございます。ひとまず奥野委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思います。

(奥野委員退席)

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことですので、議案第5号中の奥野委員に関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、奥野委員にお戻りをいただきたいと思います。

(奥野委員着席後、審議再開)

それでは、議案第5号のその他の案件について審議に入りたいと思います。何か質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もない

ようでございますので、5号議案について承認いたしたいと思いが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

異議なしとのことでございますので、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)は、これを承認することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。

係 長

続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。

1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について
……1件(説明内容記録省略)
2. 農用地利用集積計画の中途解約について
……2件(説明内容記録省略)
3. 農地法第3条の規定による許可申請の取消について
……1件(説明内容記録省略)
4. 農地利用変更届出書について
……1件(説明内容記録省略)
5. 農地の転用事実に関する照会書について(津地方法務局伊勢支局より)
……2件(説明内容記録省略)
6. 時効取得所有権移転の通知書について(津地方法務局伊勢支局より)
……1件(説明内容記録省略)

報告事項は、以上でございます。よろしく願いいたします。

<p>議 長</p>	<p>以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特にご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いいたします。</p>
<p>係 長</p>	<p>それでは事務局から1点、連絡させていただきます。 3月の現地調査のお願いでございます。 ・3月24日（金） 泉 一嘉委員、 中西 重喜委員 ・3月27日（月） 吉田 保委員、 奥野 隆史委員 にそれぞれお願いをさせていただいております。当日9時までに、市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願い致します。</p> <p>連絡は以上でございます。ありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。 それでは、特にないようでございますので、第207回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____